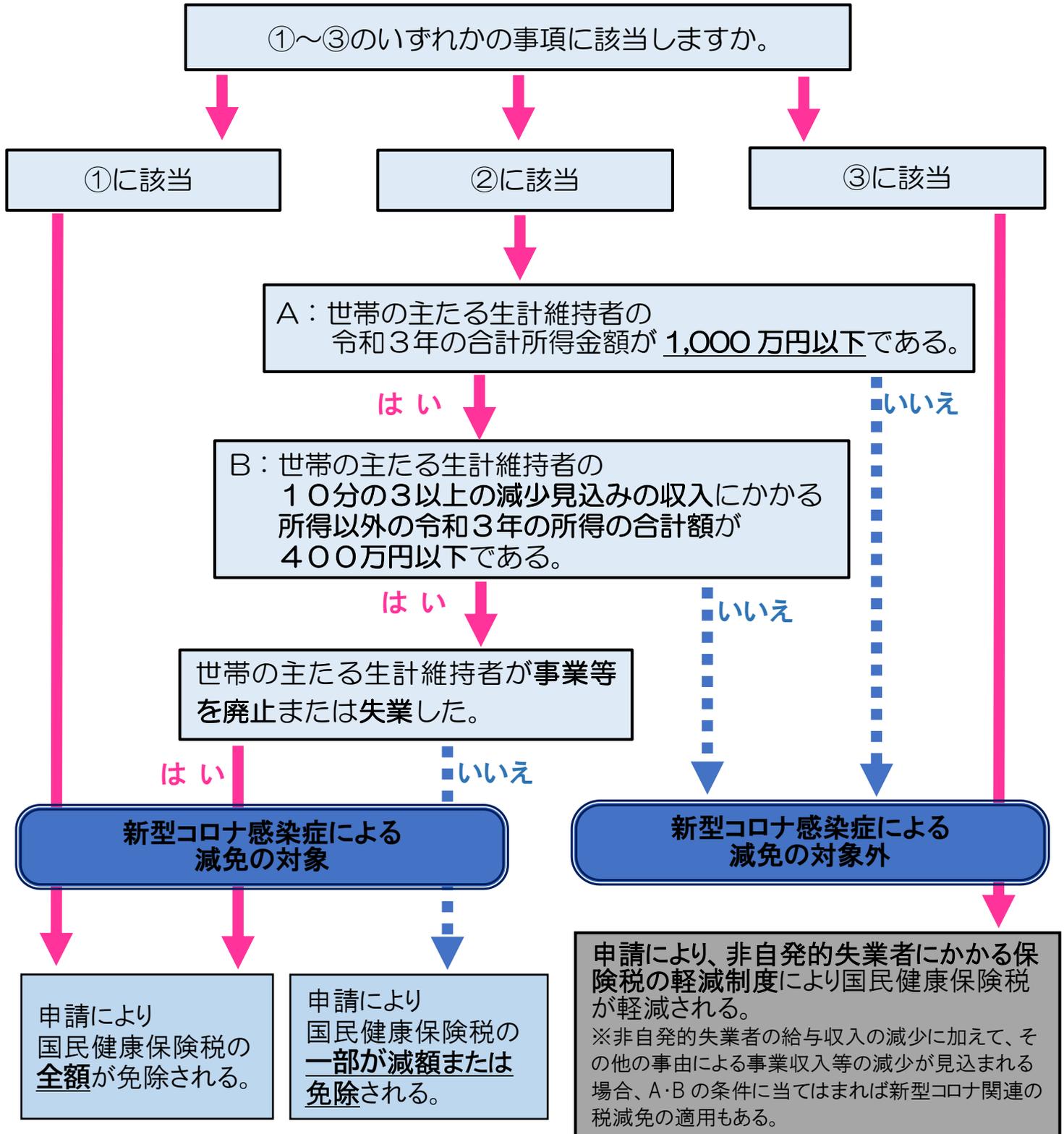


国民健康保険税の減免(新型コロナウイルス感染症関係)等判定の流れ

減免の対象となる可能性があるか確認をお願いします。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った。
- ② 世帯の主たる生計維持者の事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかの収入が前年と比べて10分の3以上減少する見込みである。
- ③ 世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響で会社都合の離職をし、雇用保険から失業給付を受ける。

※世帯の主たる生計維持者の令和3年中の合計所得金額および②の対象の所得が0円やマイナスの場合は減免対象外



※非該当と思われる場合でも納税相談を希望される方は、税務課収納対策室へお問い合わせください。